

ID: 1655

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	児童扶養手当の支給の調整		
法令名 根拠条項	児童扶養手当法 第4条の2		
法令番号	昭和36年法律第238号		
【根拠条文】 (支給の調整) 第4条の2 同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。 2 同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日